# 学生による講演会優秀発表取り扱い規程

日本測地学会

第１条（趣旨）

学生の測地学研究を奨励するため、学生による講演会における優秀発表を、「学生による講演会優秀発表」と指定し、下記により表彰する。

第２条（受賞の対象）

大学院以下の学生の講演会における口頭発表及びポスター発表を対象とする。

２　過去に本賞を受賞した学生は、翌年以降の審査の対象としない。

第３条（審査員の選定とその基準）

講演会プログラム委員（プログラム編成担当）は、各講演の座長等から審査員を最低３名選定して、事前に依頼する。

２　予定していた審査員が対応できない場合は代理人に依頼する。

３　同じ大学の所属、過去の指導教員、共同研究者、共著者等、利益相反となる学生の審査は行わないよう審査員を選定する。

第４条（評価方法）

評価は講演会プログラム委員（プログラム編成担当）が選定した審査員により行われる。

２　評価は記名制とし、以下の(1)（2)を 10 段階で、(3)を 6 段階で評価する。

(1)研究内容（新規性、意義、論理性等）

(2)発表方法（発表・説明の時間配分、図・スライドの見易さ、説明のわかりやすさ等）

(3)質疑応答（質問の理解度、回答の的確性、受け答えの態度等）

※口頭発表の場合、時間が無くて質疑が行えない時は最低評価とする。

３　審査員は発表に特筆すべき点があればコメントできる。

４　審査員の評価結果は内部資料扱いとし公開はしない。

第５条（受賞者の決定方法）

優秀発表は、会長、副会長、庶務委員長、講演会プログラム委員（プログラム編成担当）からなる選考会で決定する。

２　講演会プログラム委員（プログラム編成担当）は得点を集計し、不自然な評価が無いか確認する。

３　得点の上位 15%以内程度を受賞候補者とする。ボーダー付近では審査員のコメントも考慮する。

第６条（受賞者の発表及び講評）

会長又は会長が指名する代理人は、当該講演会最終講演の閉会宣言に先立ち、「学生による講演会優秀発表」のリストを発表する。

２　優秀発表の発表者氏名、発表の題目と概要を測地学会誌に掲載し、顕彰する。

３　「学生による講演会優秀発表」の発表者氏名と発表の題目は、日本測地学会ホームページで公表する。

４　会長は講演会後に、測地学会誌に講評を掲載する。

（平成１２年６月２６日　日本測地学会評議会了承）
（平成３１年５月２６日　日本測地学会評議会了承）
（令和６年１０月２０日　日本測地学会評議会了承）